

福岡県公報

令和元年十一月五日
第五十二号
増刊
①

目次

規則 (第二十七号)

○福岡県屋外広告物条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

(公園街路課) …………… 一

規則

福岡県屋外広告物条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を制定し、ここに公布する。

令和元年十一月五日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第二十七号

福岡県屋外広告物条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

福岡県屋外広告物条例の一部を改正する条例 (平成三十一年福岡県条例第十一号) の施行期日は、令和二年一月一日とする。